

平成 29 年霞台厚生施設組合議会
第 2 回 定 例 会 議 録

平成 29 年 11 月 16 日（木曜日）午後 2 時 05 分開会

議事日程

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 7 号
日程第 5 議員提出議案第 1 号
-

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 7 号
日程第 5 議員提出議案第 1 号
-

出席議員 16 名

1 番 櫻 井 茂 君	9 番 大 槻 勝 男 君
2 番 植 木 弘 子 君	10 番 笹 目 雄 一 君
3 番 川 村 成 二 君	11 番 加 固 豊 治 君
4 番 石 川 祐 一 君	12 番 川 澄 敬 子 君
5 番 小 松 豊 正 君	13 番 山 本 進 君
6 番 大 槻 良 明 君	14 番 荒 川 一 秀 君
7 番 岡 崎 勉 君	15 番 矢 口 龍 人 君
8 番 鳥 羽 田 創 造 君	16 番 久 保 田 良 一 君

欠席議員 1 名

17 番 櫻 井 信 幸 君

法第 121 条により出席した者

管 理 者 今 泉 文 彦 君	事 務 局 長 飯 田 修 久 君
副 管 理 者 島 田 穰 一 君	事 務 局 次 長 佐 藤 博 之 君
副 管 理 者 坪 井 透 君	総 務 課 長 本 田 俊 行 君
副 管 理 者 小 林 宣 夫 君	業 務 課 長 比 気 静 君
会 計 管 理 者 横 田 克 明 君	建 設 計 画 課 長 織 田 俊 彦 君
	建 設 計 画 課 副 参 事 栗 山 英 範 君

職務のため出席した者

係 長 坂 本 康 一 君	主 任 鈴 木 利 広 君
---------------	---------------

平成29年11月16日（木曜日）

午後2時05分開会

○議長（山本進君） ただ今の出席議員数は、16名です。
定足数に達しておりますので、これより平成29年霞台厚生施設組合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しました議事日程表のとおりでございます。

日程第1 会期の決定

○議長（山本進君） 日程第1・会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第2 会議録の署名議員指名

○議長（山本進君） 日程第2・会議録の署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

3番・川村成二君。

4番・石川祐一君。

の両名を指名いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（山本進君） 日程第3・諸般の報告をいたします。

平成29年度管外視察研修について、11月1日・2日の日程で福岡県の福岡都市圏南部環境事業組合と大分県の別杵速見地域広域市町村圏事務組合の運営する一般廃棄物処理施設と北九州市のエコタウンセンターを今回、管理者の参加もいただき総勢18名で訪問し、新しい施設の稼働状況、管理体制と回収資源の再生工程を見学して参りましたのでご報告いたします。

今後、広域化を進める上で、参考とすべき点も多く、議会でも提言していきたいと思えますのでよろしくお願いをいたします。

次に地方自治法第121条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管理者・今泉君。副管理者・島田君。副管理者・坪井君。副管理者・小林君。

会計管理者・横田君。事務局長・飯田君。事務局次長・佐藤君。総務課長・本田君。

業務課長・比気君。建設計画課長・齋藤君。建設計画課副参事・栗山君。

以上であります。

日程第4 議案第7号

○議長（山本進君） 次に、日程第4・議案第7号を議題と致します。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○**管理者（今泉文彦君）** 本日、ここに提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第7号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について。本決算につきましては、過日監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定に付すものでございます。

平成28年度歳入歳出決算の総額は、歳入総額8億5,010万5,966円、歳出総額7億8,729万4,267円で、差し引き6,281万1,699円となっております。

なお、平成28年度決算の詳細につきましては、提出いたしました文書のとおりでございますので、十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

（一般質問）

○**議長（山本進君）** 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、監査委員から平成28年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算について、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

監査委員、加固豊治君。

○**監査委員（加固豊治君）** はい。平成28年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定める書類について審査を実施したので、監査委員を代表してご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成29年7月7日、管理者から審査に付されました平成28年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について審査をいたしました。

審査に当たっては、関係所帳簿並びに証拠書類等により照合を行なうとともに、計数の正確性、支出の適法性、予算の執行状況等について、関係職員の説明を求めながら総括的に執行いたしました。その結果、審査に付された決算書類等は、いずれも関係法令の規定に従い適正に調整されており、計数は正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。

平成28年度本組合一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額8億5,010万5,966円（前年度比25.2%増）、歳出総額7億8,729万4,267円（前年度比23.4%増）となりました。

この結果、平成28年度の差引収支額6,281万1,699円から継続費の通次繰越額1,531万2,000円を除いた実質収支額は4,749万9,699円の黒字となり、さらに前年度繰越金を除いた単年度収支額は、668万3,862円の黒字となっております。また、財政調整基金の預金利子は3万2,642円を加えた実質単年度収支額は671万6,504円の黒字となっております。

平成28年度歳入歳出決算に関する審査の結果、予算の執行状況について決算書のとおり計数は正確に処理されている。

次に、事務事業に関して意見を申し上げます。

歳入歳出差引収支については、継続費の通次繰越金を除き、純繰越金の取扱いについては、構成団体と協議のうえ適正に処理されたい。各課の予算執行において生じた多額の不用額については、その原因を精査し、時期予算編成に十分反映していただきたい。

環境センターの需用費に着目すれば、施設の特徴として大量の電気や水を必要とするが、平成28年度については燃料費の値下げが要因との説明もあって、電気料の決算額が大幅に下がっています。

しかし、電気を大量に使用する事業にあつては、経常的に使用料を軽減すべく新電力会社への切り替えも含めて、検討すべきである。

また、施設の運転管理に要する水の確保については、機器への影響因子を取り除く技術を導入することで、地下水（井戸）を積極的に活用し、将来にわたり水道料の軽減を図られたい。

福祉センター「白雲荘」に代わる施設の構想は、地域住民の要望を十分に聞いて人々の健康に寄与するような施設を検討していただきたい。

以上をもって、平成 28 年度の霞台厚生施設組合決算審査の報告といたします。

○議長（山本進君） 以上で報告は終わりました。

次に、本日は定例会でございますので、組合の所掌事務に関する一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

なお、質問は一括方式で行い、質問回数は 2 回、質問時間は一人 30 分以内といたします。

○議長（山本進君） 1 番 櫻井茂君。

○1 番（櫻井茂君） 11 月 1 日・2 日の 2 日間にわたりまして、組合議会の視察研修が行なわれ参加させていただきました。2 日間で 3 箇所の施設を視察調査させていただきました。現在取り組んでいる新ごみ処理施設整備事業における諸課題や視察先の特徴的な取り組みなど大変参考になったところでございます。さらに、3 市 1 町の議員の皆様とはそれぞれの地域性やごみ処理に対する考え方などにつきまして、意見交換をさせていただき、私なりの新たな課題も見えたところでございます。視察に参加されました管理者と議員の皆様、そして事務局職員の方々には、大変お世話になりましたこと改めて感謝申し上げたいと思います。

そうした先進地視察の中で、新施設に配置されている職員の方々についても勉強させていただいたところでございます。そうしたところで、組合職員の処遇と配置についてを質問させていただきます。

霞台厚生施設組合を構成する 3 市 1 町は、それぞれ霞台以外のごみ処理を行なう一部事務組合に参加しております新治広域事務組合と茨城美野里環境組合であり、新ごみ処理施設竣工はこれら 2 つの一部事務組合を廃止される方向で調整が進んでおります。

平成 29 年第 1 回定例会におきまして、一部事務組合再編に伴う職員の処遇について、一般質問をさせていただきました。その中で、管理者からは組合が廃止された場合の組合職員の処遇につきましては、構成市町がその身分を引き受ける協定があると答弁をしております。新ごみ処理施設の契約が締結され、竣工は 2021 年 3 月末となりました。そこで、私たち議員に配布されているごみ処理広域化によるコスト効果について記載がございました新ごみ処理施設稼動時の 15 名は 3 市 1 町が参加する 3 つの一部事務組合の職員を中心に再配置されるものと思っておりますので、組合職員の処遇と配置についてをお伺いしたいと思います。

1 点目でございます。

2021 年 4 月の新ごみ処理施設稼動時点における 3 つの一部事務組合職員数を組合別にお伺いをいたします。またその時点で、最も年齢の低い職員は何歳となる見込みか、さらに全体の平均年齢をお伺いいたします。

2 点目です。新ごみ処理施設配置予定職員 15 名はどのような考えに基づき、人数を割り振り、この割り振りとは組合別あるいは 3 市 1 町を指しますけれども、これについてお尋ねをいたします。さらに、組織としてのバランス、年齢構成や職責、いわゆるポストになりますけれども、バランスをどのように取る方針なのかをお伺いいたします。

私の個人的な考えを申しますと、3 市 1 町の負担割合に応じた人員を割り振るという考え方をういていただければと思っております。15 名を負担割合で計算しますと、石岡市 6 名、小美玉市 4 名、かすみがうら市 3 名、茨城町 2 名、以上で 15 名となります。

一定のルールを設けておきませんと、構成市町間で利害調整ができないのではないかと思います、提案をさせていただきます。見解をお伺いいたします。

次に 3 点目でございます。新ごみ処理施設稼動時の職員は、3 市 1 町の職員から派遣という形にするのか、もしくは現在のごみ処理 3 組合からの任用替えとするのかお伺いいたします。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） はい。ご答弁申し上げます。

1 番，新ごみ処理施設稼動時における 3 組合職員数，年齢層につきましては，霞台厚生施設組合 3 名，茨城美野里環境組合 7 名，新治地方広域事務組合 15 名となり，総数 25 人となります。年齢層といたしましては，最年少 38 歳，最高齢は 58 歳で平均しますと 47 歳となります。

2 番目，3 番目については，合わせてご答弁申し上げます。

配置予定職員の基本的な考え方につきましては，各組合の協定書に基づき，それぞれに身分を保証することが明記されていることを踏まえ，当組合におきましても既に議会に示しております 15 名程度を配置することを基本に，調整を図っているところでございます。

具体的な職員の配置数や任用方法については，既存 3 組合と構成市町の方針も含め，議員ご指摘のとおり組織としてのバランスを考慮しながら，総合的に調整を進め，今後，組織体制の方向性がまとまり次第，議会にご報告させていただきますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本進君） 1 番・櫻井茂君。

○1 番（櫻井茂君） はい。2 回目の質問に入らせていただきます。

組合間の職員数の差が非常に多いということで驚いたしだいでございます。

霞台 3 名，新治広域 15 名ということで差が随分あるなと思いましたが。職員の身分等処遇につきましては，協定を尊重していただきまして，十分配慮されますよう改めてお願いいたしますけども，現実問題として霞台の職員数が圧倒的に少ないようですので，新ごみ処理施設稼動を待たずに職員数が不足することになるのではないかとと思いますが，この点どのような対応を考えておられるのかについてお伺いいたします。

2 つ目の質問ですね。人事権は当然，管理者にありますので，私が先程提案いたしました負担割合に応じた職員数の配置の件に関しましては，今後検討する中で参考にさせていただければと思います。

しかし一方で，人事は利害が対立しやすい案件でもありますので，また，さらには職員のモチベーションに直結いたします。広域化は現在の正副管理者の責任において提案されたものでありますから，正副管理者が責任を持って組合職員の処遇と配置の方向性を早急にまとめていただきたいと思っております。できれば，次期定例会にその方向性を議会に報告いただければと考えてございますが，見解をお伺いいたします。

3 点目です。新ごみ処理施設稼動時点で，3 組合職員数が 25 名ということの答弁をいただきました。10 名が超過するというような計算になりますけれども，協定に従えば，この 10 名は配置される組合の構成市町が引き受けることになると思っておりますので，一方で 3 つのごみ処理組合職員の中から新ごみ処理施設を稼動させる職員を選んだ場合，最低年齢，先程答弁を頂きましたけれども，38 歳ということでしたが，最低年齢者を 39 歳ということになると，組織としてのバランスも当然欠くということになります。こうした点から考えた場合，25 名の組合職員は一旦，構成市町が引き受けた後，新ごみ処理施設が円滑に進むよう，年齢構成や職責を十分に考慮して派遣なり，任用替えて霞台の職員という形で配置すべきではないかと考えております。

こちらについても，次期定例会までに議会に方向性を示していただきたいと思っておりますが，見解をお伺いいたします。

○議長（山本進君） 事務局次長・佐藤君。

○事務局次長（佐藤博之君） はい，お答えいたします。

まず，霞台の職員数が圧倒的に少なくなるということは，ご指摘のとおりだと思いますが，各組合ごとに総じて余裕があるということでもございません。しかし，確かに，来年度以降，運営の方に支障をきたすような状況でございますので，現在，他の関係組合と，それから構成団体の

方に内々では打診をしながら対策の方を現在検討しているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

それから10名程度余剰になるということなのですが、15人を基本にということで、まだ人数の方を何人配置するかを含めて、現在検討に入ったところでございますので、まだ人数を含めた決定の方はしておりません。

また、議員ご指摘のとおり、最終的な人事体制及び方針については、正副管理者の方で最終的には方針を決定し、体制の方をこれから作っていくという事で、建物と合わせまして組織の体制につきましても、今後つめていくというような状況でございますので、しかるべき時期には、また議会の方にもご報告をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） はい。なるべく早急にお願ひしたいと思ひます。

2番目の質問に入ります。

組合財産の処分についてでございます。3市1町による新ごみ処理施設竣工後、霞台、新治広域、茨城美野里の3組合が現在運営しているごみ焼却施設の解体が必要になります。霞台厚生施設の焼却施設処分の考え方は他の2つの組合の焼却施設においても、同等の考え方による処分として行なわれると思ひますので、質問をさせていただきます。

霞台厚生施設の焼却施設の解体については、費用はどのような負担割合で、3市1町のうち、どの自治体が負担するのかお願ひいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） はい。ご答弁申し上げます。

組合財産の処分関係につきましては、基本的に各組合の構成市町内で検討対応する方針を正副管理者間で決定しております。

また、組合が規約改正や解散をする場合、財産処分を必要とする場合には、地方自治法の定めにより、関係地方公共団体の協議によりこれを決定し、関係する議会の議決を得なければならないことが規定されております。後程、議会の皆様にもご審議いただくことがあると思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、焼却施設とセットでごみ処理関連施設、中間置場等を建設し、運用する場合には、解体費用に対して交付金が得られる可能性もございますので、有効な方策等につきましては、組合再編前後にこだわらず、検討して参りたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） はい、了解いたしました。現在構成している自治体が、それぞれ負担していくと、これにつきましてはしっかりと解体の準備、解体をどのような形でその跡地を利用するのかを含めて、構成市町の方に、また組合の方から情報も伝わってくると思ひますけれども、なるべく情報をまとめて正確、且つ迅速に提供させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（山本進君） 次の質問者に移ります。5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番・日本共産党の小松豊正でございます。通告に従いまして一般質問を行ないます。

質問項目の第1は、白雲荘代替施設の建設等についてであります。まず一つ目に、白雲荘が廃止になりまして8ヶ月となります。今回の第2回定例会の2つの議題の内のひとつは、平成28

年度の決算の認定であります。今泉文彦管理者が記載している決算主要施策説明書では、どう書いたでしょうか。ここには、「昭和54年8月に開館以来38年もの長きにわたり、住民の皆さまに親しまれご愛顧いただいた高令者福祉センター白雲荘を新しい広域ごみ処理施設の建設に伴って一旦廃止した後、新たに整備することを改めて報告させていただきます。」新たに整備すると明確に書いてあります。さらに、2名の監査委員による審査意見書の総括では、先程、監査委員の方が述べられたとおり、これも早期に施設を検討していただきたいというふうに書いてあります。

決算は数字だけではなく、その年度の総合的な総括を行なうことであって、次の年度でどういう方向を歩みだすかということを決める大事な決算の審議の場の今の定例会でもございます。そこで、新たに整備するというふうに明確に文書にも書いてある。また、私も再三、この点は追及して参りましたが、作りますということが書いてあります。答弁が明確であります。

そこで、廃止から8ヶ月となった今の段階で、つまり廃止をするということによってからは、今日で1年以上過ぎているわけですね。そしてその際にも、私、よく覚えておりますけれども、苦渋の判断、苦渋の決断だと、これは管理者、副管理者が口を揃えてそのように申しております。一体、どこまで具体化されているのか、いつまで具体化して住民の期待に応えるのか、この点を明確に質問いたします。管理者に質問いたします。

そして、それに関連することですけども、何故ですね、何のために白雲荘を廃止解体したのか、これは先程何人かの方が言われていますように、福岡都市圏南部工場、蒸気タービン16,700kw、藤ヶ谷清掃工場では、蒸気タービンで出力4,000kwで、その現場を見てきました。大変しっかりとした面積、広大な面積が必要でそこにしっかりとした配置がありました。私は要するに、まざまざと見てきたんですけども、何のためにあれだけ、住民の方がやめてくれと裁判まで訴えたものを強行した、それは新たな施設をつくるために邪魔になるというのではなく、明確にここに従来霞台になかった蒸気タービンを、発電する場所を確保すると、そういうことが狙いだったと非常に感じたんですけども、この点も合わせてお答えいただきたいと思います。

2つ目の問題は、新処理施設で出る焼却熱、当初これは先程申し上げましたとおり、白雲荘が廃止になるというのは、工事で邪魔になるというふうに我々は受け止めておりました。ですから、新しく出来たらまた同じように、その焼却熱を使って温浴施設が出来るんだというふうに、ずっと考えて、しかしそれでも困ると言っていました。

しかし、当時の市長、管理者との懇談の中で栗山副参事から言われたのが、全くこの焼却熱は全部発電に充当するので、温浴施設には一切使わないんだと、関係ないんだという言明があって、我々は驚いたんですね。しかし、そうであれば今すぐにでも、新しい新処理施設をつくるのに関係なく出来るわけですから、誠実な態度は直ちに着工に移して、苦渋の選択とあれだけ言ったわけですから、住民の応える対策をすぐにやるべきなんです。これ、どういうふうに考えていますか、この辺の関係は。常識的な気持ちとして、管理者はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に3つ目の問題ですけども、しかしですね、未だに計画されていないんですね。じゃあ、今の皆さんはどうしているのか、住民の皆さんはどうしているのか。様々な苦勞をしながらやっているんですけども、そこで出された住民の切実な要求のひとつは、管内にある新治地方広域事務組合が管理している老人福祉センター「ふれあいの里」。ここはこの方々が使っているのは300円、圏外は500円。せめても同じ300円にしてもらえないかと、こういう要望が管理者に明確にされているんですね。しかし、この間の新治組合の質問、議事録を見ておきますと、継続中ではっきりしないというわけですね。ですからこれはこの際、これくらいの便宜を図るのが当たり前じゃないでしょうか。

以上が第1項についての第1回目の質問であります。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） はい。小松議員の第1回目の質問にご答弁申し上げます。

まず第1点目。白雲荘に代わる施設の基本方針でございますけれども、平成29年1月開催の全員協議会、平成29年第1回定例会にてご説明させていただきましたとおり、平成30年度に基本方針、構想策定等を行い、平成34年度頃供用開始を目指しております。

なお、白雲荘廃止の理由といたしましては、新しいごみ処理施設を建てるためには取り壊さなければならない限り、建設不可と判断いたしましたところでございます。

2点目。新処理施設の進捗に関係なく事業着手できるのでは、とのご質問でございますけれども、平成30年度以降に協議開始とさせていただきます理由といたしましては、ごみ処理施設の敷地内配置案や組合が進める道路詳細設計の内容を見極めた上で、検討を開始することにより、敷地内の余剰スペースの活用等も検討することが出来ます。なお、周辺住民に対しても、工事による負担増が軽減できると考えております。さらには、一時全ての事業を展開するよりも、事業期間を分けた方が自治体の財政負担を平準化することが可能となります。

以上を踏まえまして、当初予定通り、平成30年度以降具体的な検討に入ってまいりたいと考えております。

3点目。新治地方広域事務組合が所有する施設についても、4市町住民が利用する場合に管内住民と同じ料金水準にして欲しいとのご要望でございますが、このことに関しては、住民から要望が寄せられ協議した経緯がございます。

実施するには、条例改正等が必要な場合があることなどから、現在、継続中となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問になりますけれども、これは納得できないですよ。今、平成28年の3月までで廃止になって、2万数千人の方が利用していたということで、どうすんのかとなっているのですね、これだけ30年に基本方針をして、平成34年からの供用開始ということでは、全くこの方々をどう考えているのかということになるわけですよ。それで平成30年度にしなければ、基本設計ができない事を今、言われましたけれども、この新処理施設のごみの焼却と関係ないんですよ。そこをはっきりさせてください。関係ないんだと言っているわけですから、栗山さんは、関係ないなら作れるわけですよ。平成30年待っている必要はないんですよ。これは道理が通らない。そういうことと、それから3番目の問題は、住民との説明ではなくて、管理者と副管理者、最高幹部の間でどうするかという判断がしてないわけじゃないでしょうか。どういう議論をしたんですか。

その点を明確に答えてください。以上が2回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） ただ今のご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、第1点目の白雲荘の代替施設の検討開始時期について、平成30年度に基本構想を策定するのは納得がいかない。さらに、新ごみ処理施設については、余熱利用として還元施設の方に余熱を提供しないので、今すぐにでも検討できるのではないかと点に関してご説明申し上げます。

先程、私ども齋藤課長のほうからもご答弁させていただきましたとおり、今現在、すでにご案内のとおり、DBO方式、設計も含む契約でごみ処理施設の詳細を設計しているような状況でございます。この設計が出来上がってきますのが、概ね1年間くらいかかると想定してございまして、この1年後に敷地内にどのようにごみ処理施設が配置されるかっていうことが明らかになってきます。

さらには、先程のお話の中でも、道路がどのように拡張されるか、改良されるかということが、詳細にわかってくるのがおおよそ1年間くらいかかってしまいますため、その1年後くらいに詳細の、今の既存敷地の有効活用、今のごみ処理施設が建っている敷地の跡地の活用等も含めて、検討を開始するには、平成30年度以降がよりスマートであろうと考えた次第でございまして、既に議会議員の皆さまにもお示しをしているところでございます。

2点目の新治広域事務組合の施設に関しまして、他の住民の方々も同様のサービスを提供できないかというお話につきましては、こちらも先程、課長からご説明申し上げましたとおり、管内の、今まで白雲荘がご利用いただいていた方がどのような方策で利用可能か否かを精査しまして、正副管理者間の方で協議をさせていただきました。

例えば、制約条件のひとつに、先程も申し上げましたとおり、条例改正等の手立てが必要かなという部分も整理はしてございますが、例えば、新治の組合、私どもと法人は違いますが、関連する自治体といたしましても土浦市様も入っていらっしゃるような状況でもございますので、引き続き検討が必要であろうとなった次第でございまして、私どもからは以上でございまして。

○5番（小松豊正君） 管理者が答弁して下さい。管理者に聞いているんですから。最高責任者に聞いているんですから、私は。

○議長（山本進君） 傍聴人の皆さまに申し上げます。静粛にお願いいたします。
小松議員に申し上げます。次の質問に移ってください。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 正式に私の質問は、処理されて、ルールに基づいて質問しております。そういう中で、私は初めから管理者に問うておりました。これはそういう点で管理者が答弁しなければ、前に進めませんよ。時間を止めてください。30分しかないんだから。議長、止めてください。

○議長（山本進君） 暫時休憩します。

暫時休憩

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

この質問については、これまでお答え申し上げているとおりでございますけれども、今回についても課長が答弁したとおりであります。以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 非常に納得してない部分もありますけども、次、質問第2。ごみの減量

化と分別の促進についてお伺いいたします。

第1点は、霞台厚生施設組合としてのごみの減量化目標と方針についてであります。それは11月1日・2日とかけて、福岡都市圏南部工場、そして藤ヶ谷清掃工場を視察いたしました。何れも蒸気タービンでゴミ発電を行なっているわけでも、しかし色々な質問をしても、それはゴミの減量化という意識が薄い、3Rに反して燃やせ燃やせになってんじゃないかと、ゴミ発電はそうじゃないかと、これは私だけの感じではありませんでした。同時に確認したいことがあるんですけども、それは霞台組合のある幹部がですね、ゴミの減量化目標を決めて具体的に推進するのは市町村であって、3市1町の事務組合では、霞台では取り扱わないんだという趣旨の発言をしているというわけですね。私は当然、法律、廃棄物処理法などの法律に基づいて、市町村が責任を持つことは当然ですけども、しかしCOP23などが行われている今、現在ですね、ゴミの重要な担当部門である総括的な意味を持つ一部事務組合は関係がないんだという話は全くおかしいと思います。

これは一部事務組合が取り組んではまずいという法律があるんですか。明確に教えてください。

霞台厚生施設議会で11月2日に視察した藤ヶ谷清掃センターを管轄している別杵速見地域広域市町村事務組合というのがございまして、その方から説明を受けたんですね。帰ってから、電話で聞いてみました。その方は何て言っていたかという、当然なこととして、まとめ役として2市1町の会議とか調整とか、そういうのには係わるのは当たり前です。そういうふうに申しおりました。私は霞台厚生施設組合が係わらないという、そういう態度こそ改める必要がある。これを明確に述べたいと思います。このことについて管理者及び担当課長に答弁を求めます。

2つ目の問題は、新処理施設を整備するに当たって、組合としての分別をどのように考えているのか、どのような方針なのかをお伺いいたします。

霞台厚生施設組合の新処理工場を建設するに当たっての到達点については、この答申整備検討委員会最終答申の1ページに書かれているわけでございます。それを見ると、広域処理対象物が丸、ハイフンが構成市町が対応する品目とありまして、構成市町が対応する品目の中には、紙類、布類、プラスチック容器包装、生ゴミとなっている。この分野で関係4市町と共に、組合が分別する方法で、一緒に考えていく必要があるんじゃないかと考えるわけです。同じ石岡でも、あまり時間がないから詳しく述べられませんが、旧八郷地区では、プラスチック類、それから紙、古布、こういうのは分別して新治広域組合に搬入されております。しかし、同じ石岡市内でも旧石岡の場合、霞台に持ち込んでいる場合には、こういう分別がされていないで燃やすゴミになっていると、こういうところをどうするのかということは、それぞれの市町が考えることでもあるけれども、しかし、実際にゴミを搬入されている霞台としてもどうなのか、一緒に考える必要があるんじゃないですか。それを知らないとか、関係ないとかっていうのは、これは全くまずいですよね。そういうふうに私は思う。強く思うわけでございます。

実際にそういう作業は、新処理施設が出来て、ゴミを搬入する前に分別の問題をもう一度、それぞれの市町も考えるけども、霞台としてもそれぞれ意見を聞いて考えていくという態度が、今、必要じゃないですかね。このことについて、管理者及び担当課長の答弁を求めます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） 小松議員の2番目の質問、ゴミの減量化分別の推進についての1番、2番について合わせてご答弁申し上げます。

ゴミの減量化と分別の促進について、循環型社会を形成するためには、住民、市町、組合とが一体となって、ゴミの発生抑制、再利用、再生利用、いわゆる3Rを推進していく必要があります。このうち、ゴミの発生抑制につきましては、主に住民、市町の取組により推進されることが有効であると考えます。住民、市町の取組により減量化されたゴミを組合にてお預かりした後、資源化できるものについては出来る限り、有利な価格でより多くの再生利用がなされるよう、販路を拡大することにより資源化率の向上、更に最終的に処分されるゴミの量を減少することが可能になると考えているところでございます。

また、組合が資源化を進める中で、リサーチした情報を住民、市町と共有することにより、新たな減量化につながる方策が見出せるかもしれません。

以上のとおり、住民、市町、組合がそれぞれの役割分担のもと、時には手に手を取り合い、3Rを推進して参ります。以上、答弁いたします。

○議長（山本進君） 管理者・今泉文彦君。

○管理者（今泉文彦君） お答えいたします。4つの町が共同して一つの炉を造って処理していくということになるわけですから、今のうちから新しいごみの減量化、資源化、そういったものを目指していかなければならない。そういうふうに思っております。

従いまして、霞台厚生施設組合の役割、それぞれ市町村の役割、ありますけれども、共に連携をしてどうしたら3Rが進められるか、あるいは資源化、ごみの減量化、そういったものが実行できるかというのを考えていかなければならない、そのスタートがこれから今、始まらなくてはならないと考えております。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 私が先程発言した事実関係について、佐藤次長にですね、そうことを言ったことはありませんか。そういうことを私は聞いているんですよ。ないならば、ないとそれは間違いなんだと。それは私は考えていない。はっきりおっしゃってください。霞台厚生施設組合はそういう減量化の問題に係わるのは当たり前でしょう。関係ないんですか。明確に答えていただいてね、そうでないと、ごみの減量化は進まないですよ。そういう考え方の人がいたんでは。幹部の中に。否定するなら否定して下さい。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 霞台厚生施設組合の事務局においては、そういった事務職員はおりません。以上です。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。質問回数は2回までと制限されておりますので、ご注意いただきたいと思っております。次の質問に移っていただきたいと思っております。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） それでは質問第3に移ります。

質問の第3項目は、新広域ごみ処理施設建設に関するイニシャルコストと、いわゆる初期費用とも言われます財源についてであります。霞台厚生施設組合の第2回臨時会に提案された債務負担行為補正額は、290億9,887万2千円のほかに、新施設設計建設工事施工監理業務委託料1億9,094万4千円や、ごみ発電に係る東京電力系統連系工事費負担金4億4,100万円が含まれており、総額は297億3,081万6千円となっております。今後、道路改良工事費や還元施設の白雲荘代替施設の建設費、解体費用などを加えれば、現時点でも165億2,400万円から200億円以上のイニシャルコストになることは、私は間違いないと考えます。

そこで問題になってくるのは、先程の同僚議員も質問にありましたけれども、買いたい費用を一体どこが負担するのか、ということでございます。この3市1町の広域には、今稼動している焼却施設が3つあるわけです。龍ヶ崎市の解体費用は、トン当たり2千円というふうに言われております。これを基本にすると、茨城美野里は70tですから14億円。霞台は126t、一日ですね。ですから、25億2,000万円、新治広域の場合は120tですので、24億円。合計で3市1町の3つのごみの焼却場を解体するとなれば、総額は63億2,000万円になるわけです。

改めて、先程の答弁もあったかもしれませんが、もう一度、どこが費用負担するのか。これはそれぞれの関係市町だけが負担するのか、それから2つ目には、3市1町を全体として、63.2億円を負担するっていう考えはどうなのか。3番目に、国の交付金、例えば循環型社会形成推進交

付金、こういうのは出ないのかどうか。私はいずれにしても、こんな先行き不透明の広域化による新広域ごみ処理施設の建設は見直して、そしてやはり基本的に長寿命化、基本的改良工事・・・。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。質問は通告に従って行なって下さい。

○5番（小松豊正君） 以上の点について、答弁を求めます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） 小松議員の3番目の質問、新ごみ処理施設建設に関するイニシャルコストと財源についてご答弁申し上げます。

まず、解体費用の負担等についてでございますけれども、櫻井議員の答弁のとおりでございます。お尋ねの新ごみ処理施設建設に関するイニシャルコストと財源についてでございますけれども、新ごみ処理施設建設工事費が税込み165億2,400万円、財源としては、循環型社会推進交付金約51億7,000万円。それ以外の経費につきましては市町からの負担金を見込んでおります。

なお、市町が負担金を支払うために震災復興特別交付税や地方債の活用が見込まれますが、負担金をどのようにするかにつきましては、最終的には市町の判断となります。

続きまして道路改良工事費につきましては、5億円。白雲荘代替施設の建設費につきましては、6億円を見込んでおります。これらの事業費は、構成市町からの負担金が財源となりますけれども、構成市町は一般財源ベースで負担することになると思われまます。中間置場関連経費につきましては、車両費用やランニングコストを含めて、単年度当たり8,000万円の経費が発生すると試算し、お示ししております。解体費用につきましては、現時点では詳しく見込んでおりません。

中間置場等につきまして、ごみ処理施設解体とセットで中間置場を設置した場合に、中間置場建設費用、解体費用ともに、循環型社会形成推進交付金が充当できる可能性がございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問をいたします。

私たちは霞台厚生施設組合議会として、先程述べましたように、2つの焼却施設を訪問して色々とお話をお聞きしました。その時に、藤ヶ谷清掃センター、つまり別杵速見地域広域市町村事務組合のところで、目の前にある藤ヶ谷清掃センターは3年前に出来たんだけど、目の前にあるところが解体していたと、担当者も、目の前にあるでしょう解体したところが。ということでその時にこの解体したところは国からお金が出たんですか、という話がちょっとあったんですね。私もそういうことがあるのかと思いましたので、直接電話で聞いてみました。

あそこは目の前が、元の焼却センターで新しく建設した焼却センターを、つまり、一体の計画と見なして元の所にはストックヤードを作ることとして、国から循環型社会形成推進交付金を3分の1もらったという話です。但し、これは距離が離れているところでは、このやり方は通用しない。つまり、この循環型社会推進形成交付金の原資が建設国債を活用しているということでございます。

私は建設は基本的に反対の立場ですけれども、この話は新しい霞台厚生施設で作る場合に、現在ある施設の脇の空き地に作って、今使っているところは解体するわけですよ。そういうことになるということも、有り得るのではないかと考えたしだいで、こういう情報もこの場で正式にですね、検討していただければと思います。管理者のご意見があれば聞かせていただきたいと思えます。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） 貴重なご意見ありがとうございました。

先ほど来、ご指摘いただきましたとおり、長寿命化とか新しく広域化とかお話が出ておりますけれども、後ほどの中間置場の話でも出ますが、今ある施設を取り壊さないで新しいごみ処理関連施設が建たないというふうに整理いたしますと、循環型社会形成推進交付金が得られる可能

性があります。ですから例えばですけれども、霞台厚生施設、今の施設につきましては、新しい施設が建った後に、旧施設、今稼動している施設を取り壊して、その跡地を活用しながらごみ関連施設を建てますと、取り壊し費用や新しく建てる建物についても交付金が得られる可能性があります、ということです。

これは、今回の広域化に倣いまして、先ほど来のお話でもございますが、中間置場の方にも同様のことが言える可能性がありまして、将来的な方針はまだ定まってはございませんでしょうけれども、例えば、茨城美野里さん、更には新治さんの施設を中間置場の建設に伴って、壊さざるを得ないというふうに整理をしてですね、お認め頂くと交付金の方が得られるというような構図になります。こちらは長寿命化では得られない効果ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（山本進君） 次の質問者に移ります。12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） はい。12番の川澄です。

まず、新処理施設事業者選定委員会の報告と事業契約についてお伺いいたします。9月の臨時議会で、新処理施設事業者選定委員会の審査講評が発表され、その結果に基づき、新広域ごみ処理施設整備運営事業契約の締結について議決されました。その審査によると、入札価格については、日立造船株式会社を代表とするゆりグループが270億円、株式会社IHI環境エンジニアリングを代表とするあじさいグループが259億7,146万6千円で、その差額10億2,853万4千円、あじさいグループが低額でした。しかし、総合評価値は、提案書の定量化審査の得点が高かったゆりグループが74.03点、あじさいグループが70.16点となり、4.14の点差でゆりグループが最優秀提案者として選定され、契約が締結されたわけです。提案書の定量化審査の点数の根拠が分からなかったのので、前回、質問したのですが、その際、委員一人一人の評価についてお伺いしたところ、委員同士で話し合いを以って、委員会の総意として今の点数を決定している。基本的には、委員会全体の意見が点数である、と答弁されています。委員会の総意が決まるまでの、委員一人一人がどのような意見を述べられたのか、どのように点数をまとめられたのかを明らかにすべきではないでしょうか。ここで一つお伺いします。

また、答弁の中で、今回の提案の中で10億の違いの部分で逆に逆転出来るような要素が、例えば、金額面の方に貨幣価値換算値で出来る部分があるとして、売電が20年間累計で2億円以上の違いが出てくる、地元に着るお金として、10億円以上の違いがあったと答えています。この根拠を教えてください。地元に着るお金、10億円の具体的な中身と数字を明らかにしてください。よろしくお祈いします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） 川澄議員の1点目のご質問にご答弁申し上げます。

事業者選定委員会の会議録等につきましては、公表できるものは全てホームページにて公表させていただいております。また、経過につきましては、既にご案内のとおり、審査講評として公表しておるところでございます。

次に、20年間の数値でございますけれども、日立造船グループにつきましては他グループに比べ、売電収入が約億円上回ることが予想されているほか、地元貢献影響額として、地元企業の活用、人材活用等で約10億円、地元に着る金額が上回っている状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君

○12番（川澄敬子君） はい。会議録についても私も確認しましたが、会議の中身全ては公

表されていないですね。この点も、そのような経過でそういう点数になったのか、ということが知りたいわけで、その点を明らかにすることは出来ないでしょうか。

それから、今の10億円の根拠なんですけども、具体的に地元の企業にどういう点でどの位、何円、何億円、地元へ落ちるお金のそういう違いが出てくるのかということをやはり、10億円という数字を出す以上、根拠があるのでしょうか、やっぱり根拠を明らかにしていただきたいのですが。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） はい。ただ今のご質問に対してご答弁申し上げます。

まず第1点目。審査の過程等について、より詳細に明らかにすべきとのお話でございますけども、先ほど来、公開させていただいておりますとおり、私ども議事録等で公開できるものについては、全てインターネットで公開させていただくほか、審査の公表といたしまして、総括の講評、どの部分でどのグループが、どのように、どのが続いて申し訳ございませんが、例えば、人材活用の部分ではどのような点が、どちらのグループより優れていた部分を個別に評価をして記載をさせていただいておりますのでそちらをご参照ください。

私どもの方で入札公告、入札の募集を開始するにあたりまして、条件の中にこのように記載をさせていただいているんですけども、入札提案書につきましては、各企業さんの提案内容、ノウハウが詰まっておりますので、著作権関係につきましては、提案者の方に帰属するという話の中で審査を行っておりますので、大変申し訳ございませんが、公表できるものとできないものが確かにあるのは事実でございます。

併せまして、地元に対するお金がどのような部分で、という話でございますけども、こちら提案書の中に詳細が記載がされておまして、その提案書に位置づけられた事項につきましては、遵守をしなければならない、というふうな形で契約になっております。それが守られない場合は、妥当な理由がない限り、ペナルティー等が発生するような状況になっているんですけども、先程のお話と同じように、提案書関係につきましては、相手事業者の著作権等が入っているような部分もございまして、正式にお示しするというような話になりますと請負事業者さんの方とも確認をとらなければならない部分もございます。

そのような中で大枠でのお話で申し上げますと、地元の貢献金額といたしまして、日立造船様のグループが79.7億円、建設の部分と運営の部分について投入ができると、地元へ貢献ができるというふうに記載をされておりましたけれども、この部分につきましては、設計建設段階において、地元企業への工事発注関係で15億円、地元へ企業活用資材調達関係で5億円、合わせて25億円。

それから、前にもお話させていただきましたが、地元の人材活用、地元の方で雇用創出する観点から累計で、人材の部分で32.9億円、運営の部分ですね。それから、地元企業の活用で26.8億円、合計で59億円、地元の方に各種下請けとかの委託等も含めて出されるというふうな提案になってございます。

これらにつきましては、将来、履行担保というのが発生いたします。この部分が、他社に比べて10億円くらい違いがあったという部分でございまして、その10億円に見合う価値があるのか否かの部分については、少し補足させていただきますと、前回は答弁申し上げましたけども、標準的な管理能力については両社とも満たしておりましたが、片方は少数精鋭と申しましょるか、派遣職員や臨時職員等も活用した提案であり、今回お示しさせていただいたのは、正職員ベースの提案であったと、そこら辺の部分は安全体制等についても委員各員の方から各種意見が寄せられまして、最終的には総合評価として決定がなされたということでございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 今、数字で出されたのは資料として、出していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

2番目の質問に移ります。これは小松議員の質問と重なる部分もあるんですけども、ご質問いたします。今後のごみ減量化の方針についてです。

先日、議会として福岡市南部を中心とした4市1町のクリーンエネパーク南部、別府市を代表とする2市1町の藤ヶ谷清掃センターを視察しました。ごみの収集内容や方法について、霞台と少し違いはありますが、2つの施設ともごみ発電を行なっていました。ごみの減量化について質問をしたのですが、構成する市町村のごみの現状や減量目標等について、あまり明確ではなく、藤ヶ谷清掃センターでは広域によるデメリットとして、各市町で廃棄物の考え方が異なること、各市町で分別方法が異なることを挙げていましたが、今後の分別方法の統一を目標としていると答えました。

この視察の感想を述べると、やはりごみ発電をするとごみの減量が曖昧になってしまうのではないかということです。霞台においても、新処理施設建設に当たっての分別区分の一元化について話し合われてきましたが、さらに協議検討を要する事項が残されています。ごみ収集運搬についての責任は市町村と言われておりますので、市町村での取組や住民の意識の向上などが必要で、私も茨城町の議会でも取り上げ、前向きな回答もいただいています。

しかし、地球環境への影響を考えると、住民を含めて様々な段階で、ごみの減量化を進めることが大切だと思います。この点について、環境省の担当課に問う合わせたところ、廃棄物処理法ではごみ処理の責任は市町村にあるが、広域事務組合で統一について検討してはいけないという法律はない。あらゆるところで、ごみ減量化を進めて欲しい、とのことであります。

一般的にごみの4から5割は、紙布類だといわれています。また、プラスチックごみの処理方法が問題になっており、これらを検討することにより、ごみを大幅に減らすことは可能ではないでしょうか。霞台の基本構想でも2040年には人口が23.82%減少すると予想されています。これらは合わせるとごみを大幅に減らし、焼却量を減らし、環境に優しい街づくりが可能ではないかと思えます。

霞台厚生施設として、ごみ減量化について4市1町で話し合い、もっと積極的な目標を持つべきと考えますが回答を求めます。

この基本構想に分別区分の一元化について載っているんですけども、これが最終的な決定なんでしょうか。ここには、さらに協議検討を要すると書いてあるんですけども、その後の協議検討した事項があれば回答願います。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） 川澄議員の2点目のご質問、今後のごみ減量化の方針についてご答弁申し上げます。

ごみの減量化関係につきましては、小松議員に対するご答弁のとおり、ごみの減量化や分別の促進による循環型社会を形成するためには、ごみの発生抑制、再利用、再生利用、いわゆる3Rを推進していく必要があります。住民、市町、組合がそれぞれの役割分担のもと、時に手を取り合って3Rを推進して参ります。以上、答弁いたします。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） ただ今資料を用いましてご質問をいただきました点についてご報告させていただきます。

今、川澄議員から基本構想を用いまして過去において分別の方法について検討されて、要検討とされている部分があるが、その後検討されたのかについてご答弁させていただきます。

基本構想につきましては、2年度前に私ども策定させていただきましたが、構成市町の廃棄物の分別区分関係を集約化しまして差異がある部分について、明らかにしたのが基本構想です。

その後で、私ども組合といたしましては、過度な規模の施設を建設するよりもきちんと分別が集約化されることによって、分別品目が集約化されることによって私どもの施設整備の方も軽減できる部分がございますので、差異がある部分について検討していただきということで投げかけて調整いただいたのが昨年度でございまして、先程、小松議員がお手元にお持ちでしたけども、基本計画の最終答申という中で、調整を図った次第でございます。ですから構成市町とともに、分別区分の差異があるものについては、ご協議いただいた経過がございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） はい。先程も言いましたけど、この3Rの推進ということは霞台でも言っていますし、各市町村でもそういう方針を出しています。今度の視察で行った2つの施設もやはり3Rの推進ということは掲げておりました。けれども、聞いたところが、本当に広域の事務組合として担当しているというか、構成している市や町のごみ処理の目標がどうなっているのかとか、一人当たりのごみ処理の能力がどうなっているのかとか、そういう部分について全く説明が出来なかったんですね。霞台としてはそうあって欲しくないと思います。

やっぱり先程からあるように、3Rを本当に推進していくためには、もちろん収集や運搬というのは、各市町村が責任を持つべきところでしょうけれども、そこも含めて4市町としてどうごみを減らしていくかという、それは話し合っていくべきじゃないかと思っておりますので、その点を要望して、次の質問に移ります。

3点目は、中間置場の建設についてです。

中間置場については、遠距離の住民の利便を図るとともに、搬入車両の軽減が見込まれるとして、当初より検討されてきました。昨年5月の全員協議会の報告によると、中間置場を建設した場合と建設しない場合を比べると搬入車両は298台から450台となり、道路渋滞や周辺住民への影響、排ガスなどによる環境悪化が考えられます。遠距離の問題では、これは茨城町だけの問題ではないんですけれども、私は茨城町から出ている議員として、茨城町の住民の要望をこの場に反映させなくてはならないということからも、これはとても切実な問題だと考えております。

一般的には地域の収集場に持っていく人が多いのですが、なかには頻繁に直接搬入している方もおまして、そういう方から大変困るという要望を私も聞いております。中間置場について、どこまで検討されているのか、今後の見通しを明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） 川澄議員の3番目の質問、中間置場建設についてご答弁申し上げます。

中間置場の建設につきましては、既にご案内のとおり事業化すること、事業費の負担は、均等割10%、人口割10%、ごみの搬入割80%の負担割合とすることが4市町間で協定締結されているところでございます。

中間置場の設置箇所といたしましては、住民の利便性や財政負担面、例えば中間置場建設と旧施設解体をセットで行なうことにより交付金対象事業として実施できる可能性もありますことから、設置箇所等については、他組合内でも協議いただきたいとしていただいております。

仮に旧ごみ処理施設を取り壊して、新しい中間置場を設置するとしても、新しいごみ処理施設が運営されるまでは旧ごみ処理施設は稼動しなくてはならないため、施設建設時期は広域化後、数年経過してからになると思われまます。よって、最初の数年間は暫定的な運用になることが予想されます。

以上が、現在の協議状況でございます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） それでは、中間置場は作るということで協定がされたと確認していい

んですね。というのは、もう作るかどうかも含めて費用対効果を考えて、そこから今考えているところだというようなことを事務局の方から聞いたものですから、それではちょっと茨城町としては困ると思いますので、中間置場は作るという方向で、これは4市町で協定されているということを確認していいんですね。

○議長（山本進君） 建設計画課副参事・栗山君。

○建設計画課副参事（栗山英範君） はい、ただ今のご質問に対してご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、中間置場の建設につきましては、事業化すること、負担割合は先程申し上げました均等割10%、人口割10%、搬入割80%で建設することについては、協定書が締結されております。具体的な建設箇所については、先程お話申し上げましたとおり、例えば、今稼動している敷地内とかが有効活用されることも検討されると思いますが、他の組合でも協議が必要かと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 以上で一般質問を終結します。

（議案質疑）

○議長（山本進君） 次に議案質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番・日本共産党の小松豊正でございます。通告に従って議案質疑を行います。

まず、議案第7号・平成28年度一般会計歳入歳出決算認定につき同意を求めることについてでございます。決算書4ページを見ますと、私は石岡の市会議員なんですけど、ちょっと驚くのは不用額が異様に多いと、項目も多いですね。次々と出てまいります。

それですね、合わせて2,202万3,733円、予算現額合計の2.67%を占めている勘定になります。個々の款項ごとにですね、なぜ不用額になったのか、決算はご存知のように予算を作るときには、よくよく考えて見積を取って、そしてやっぱり、慎重にやるものだと理解しているわけなんですけども、こんなに不用額が出てくると一体なんだという思いが相当あるわけです。説明を求めます。

2つ目には、ここの決算書の、1年間の決算書のどこを見ても、焼却炉の一番肝心要の焼却炉の修繕費用という項目が無いんですね。この中身はどこにあるのか、これ無いとおかしいと思うんですね。ですから、このことについて説明を求めます。

3番目には、決算審査意見書の3ページにございますけども、継続費の通次繰越金を除いた純繰越金の金額と取扱いについて、と書いてあるんですけども、この具体的な中身について説明を求めます。以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） はい、私からは1番、3番についてご答弁申し上げます。

不用額についてお答えいたします。

主に、議会費は旅費約28万円、理由といたしましては、交通費が安く手配できたこと、また欠席者がいたためでございます。総務費は使用料及び賃借料で約100万円、民生費は委託料で約38万円、理由といたしましては、入札差金でございます。これらは、予算執行による余剰金でございます。

続きまして、3番の純繰越金の取扱いについてご答弁申し上げます。

純繰越は4,750万円でございます。取扱いにつきましては、以前にもお答え致しましたが、平成29年度の予算執行状況を精査し、今後、係る剰余分については、本年度負担金と清算することを含め、構成市町と協議して決定したいと考えております。

○議長（山本進君） 業務課長・比気君。

○業務課長（比気静君） はい。引き続きまして、(1)になるんですが、塵芥処理費の中で主な内容といたしましては、需用費では電気料が約800万円であり、その理由といたしまして、前年度に比べて料金の値下げが要因であります。施設維持管理用品費の約150万円については、購入物品等が予算に対し競争の効果として安価で購入できた、ということであります。他に機械燃料費の約60万円につきましては、燃料使用量の減少により燃料費の削減となりました。また、委託関係の約200万円は各種における入札差金でございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） ご答弁申し上げます。不用額の2,202万3,733円のうち、衛生費のうちの1項目の不用額1,593万3,192円でありますけれども、建設計画課担当の施設整備費の不用額につきましては、464万2,655円でございます。

主な不用額につきましては、13節の委託料になりますが345万200円で、理由につきましては、入札差金でございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 業務課長・比気君。

○業務課長（比気静君） 続きまして、(2)番であります。焼却炉の修繕費用について説明を求めますが、ご答弁申し上げます。

焼却炉の修繕費については、現在、運転管理委託業務の中で委託事業者が全て担っておるところでございます。組合では、機器設備の修理や改修の状況について、自ら確認すると共にコンサル業者との二重チェックで、施設の維持管理が適正に履行されているかを把握しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） そしたらですね、その焼却炉の修繕費用は委託しているその中に入っているから、この表には出ないんだというふうに理解するんですけども、じゃあ、焼却炉の修繕費用はいくらかかっているんですか。これはちゃんとこの数字出なくても、押さえておかなければならない重要な項目でしょう。

それともう一つは、衛生費の中で、不用額もあるんですけども、翌年の繰越額っていうのは1,500万、相当でかく出てます。説明をお願いします。

○議長（山本進君） 業務課長・比気君。

○業務課長（比気静君） はい。ご説明いたします。

先程、小松議員からの指摘がありました28年度の修繕費用の金額は把握しておかないといけないということでもありますけれども、28年度の委託業者が修繕の総費用額は、約4,200万円と伺っております。以上でございます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・齋藤君。

○建設計画課長（齋藤幸雄君） ご答弁申し上げます。

施設整備費の委託料の中で、一般廃棄物施設処理整備総合支援業務という細節がございますが、この当初予算は1億1,120万円でございます。平成28年度の当初から平成29年度の継続費として計上したものでございまして、その契約額が9,588万7千800円にして、差額の1,531万2千200円を繰越したものでございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 次の質疑者に移ります。12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 大体、小松議員の質問と重なっているんで、私が聞くのはすみません、

再度なんですけども、焼却炉等の維持管理というか、修繕費ですね。修繕費は委託料に含まれて約4,200万円だというお答えがあったんですけど、これ、全てが修繕費ではないですよ。修繕費ということで把握は出来ないんですか。

○議長（山本進君） 業務課長・比気君。

○業務課長（比気静君） はい、お答えいたします。

この4,200万円というのは、平成28年度に行なった全ての総額でございます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） すみません。理解が悪くて。全ての総額というのは、修繕費の総額ということですね。分かりました。ありがとうございました。以上です。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑を終結します。

（討論）

○議長（山本進君） 次に討論を行います。5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 議案第7号・平成28年度一般会計歳入歳出決算認定につき、同意を求めることについて、反対する討論を行います。

平成28年度は広域化、新処理施設建設先にありきで、議会や住民に十分な説明なしに、住民の意見を無視し、議会を軽視して事業を強行し、白雲荘の利用を打ち切った年度です。未だに、代替施設をつくるという方向は、住民の期待に応えるものにはなっておりません。このような平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対いたします。

また、先程不用額が発生したことの説明がありましたけども、私は納得できないよりもとても認定することはできません。以上です。

○議長（山本進君） 引き続き、12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 議案第7号・平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について反対します。

広域ごみ処理施設の建設について、住民の理解が十分でなく、また、周知も不十分な中で大型のごみ処理施設建設を進めるための歳入歳出決算が行われたことは問題であり反対します。ごみの削減は地球温暖化防止に有効です。日本では燃やして埋めるごみ処理が定着していますが、高温で燃やせば、それだけ二酸化炭素の排出量が増えます。最も大切なことは、ごみの排出抑制、減量化です。

それによって焼却量が減らせ、結果として大気に有害な物質を排出しないで済むばかりか、海や山に埋め立てる灰の量を減らすことが出来ます。燃やしても埋め立てても、それによって引き起こされる環境リスクは結果として全て人間に戻ってくるのです。現世代だけでなく、次世代にもリスクを残すことになってしまいます。

決算認定については、各課の執行において生じた不用額の原因を明らかにし、今後の予算編成に生かす必要があると思います。付け加えますけれども、議会費の不用額ですけれども、不用額が出ていますが、逆に27年度の比較を見ると増えており、これは主に旅費の増加によるものと思います。これは、参考になるごみ処理施設の視察については旅費の軽減を考慮すべきと考えます。以上で

反対討論とします。

○議長（山本進君） 以上で討論は終わりました。

(採 決)

○議長(山本進君) これより採決に入ります。

議案第7号・平成28年度霞台厚生施設組一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(山本進君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

～ 暫時休憩 ～

○議長(山本進君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(山本進君) 次に日程第5・議員提出議案第1号・霞台厚生施設組合議会委員会条例の制定についてを議題といたします。直ちに、提案者から提案理由の説明を求めます。

1番・櫻井茂君。

○1番(櫻井茂君) はい。議員提出議案第1号・霞台厚生施設組合議会委員会条例。霞台厚生施設組合議会委員会条例を別紙のとおり制定する。平成29年11月16日提出。霞台厚生施設組合議会議員、櫻井茂。同、岡崎勉議員、久保田良一議員、笹目雄一議員。提案理由を申し上げます。

広域ごみ処理整備に向けて、3市1町が霞台厚生施設組合に参加しております。そのため、私たち議員も3市1町から推薦されて霞台厚生施設組合議会に参加をしております。3市1町では、それぞれの議会において、会議規則と委員会条例を設け、これら規約に従い、議会運営が行なわれています。これに加えてローカルループというべき運用・宣伝を活用することで知恵と経験を活かして円滑な議会運営を行なわれていると思います。議会の議事権は議長にあります。今後霞台の議会の運営を進める上で、3市1町のローカルループの違いや定めのない調整が必要であることも想定されます。地方自治法ではそうした問題を調整する疑問の機関として、議会運営委員会を位置づけております。そこで、石岡市2名・小美玉市1名・かすみがうら市1名・茨城町1名の合計5名をそれぞれの市町から推薦いただき、議会運営委員会を組織し、協議すべき案件が生じた場合には互譲の精神をもって調整解決することで広域事業の体制をより強力なものに考えるものです。

そうしたことから本組合が進める広域化事業を推進する上で、円滑な議会運営を図るため、憲法条例にない議会運営委員会の設置が出来るよう、標準委員会条例に基づき、委員会の条例をここに制定するものです。なお、現行の委員会条例は廃止いたします。議員各位におかれましてはよろしくご審議賜りましてご賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長(山本進君) 説明が終わりました。次に議案に対する質疑を行ないません。質疑は通告順にこれを許します。5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 5番・日本共産党の小松豊正です。提出議案第1号・霞台厚生施設組合議会委員会条例について、ご質問します。

まず、提案理由についてでございます。ここには、なぜこういうことを趣旨が書いてありますけれども、本組合が広域化を進める上で、円滑な議会運営を図るためということで、現行の委員会を廃止するという事なんです。極めて重大な議案です。今まであったものを廃止するわけですから。私は提案理由が重大だと。広域化するために円滑な運営を図ると思います。これだけでは、議会は成り立たないでしょう。問題が起きるだけに。

それから、中身を表してないです。議会運営委員会だと思いますけれども、こんな特別委員会もあるし、秘密会。これが全く提案理由に書いてないんです。実体の提案理由を表してないということで不正確な提案理由です。この問題に対してどのように考えているのか質問いたします。

円滑だけでなく、活発な議会の本来の在り方を特別委員会の設置に関してですけれども、どのような時に特別委員会を設置するのでしょうか。

次に霞台議会の定数は17名です。私は17名程度の当議会では、やはり特別委員会を設置しないであらゆる案件に全議員で対応する。これは我々の議会でもそういうことがあるわけでしょう。重要な問題は全員でやっていますよね。特別な委員会は設けないです。という方が私は適切ではないかと思っておりますので、この点も疑問点です。

それから、委員の選任については、議長の指名とではなくですね、先ほど櫻井議員からは石岡2名、他の自治体から1名、計5名だとことだったけど、こういうことが書いてなくて、議長の指名というだけです。一番民主的なのは立候補制ですね、選挙で選ぶという方が民主的だと思います。

現行の委員会条例では、現行条例第2条で、議長が会議に図って指名すると書いてあるんですね。『会議に図って』が削除されて、議長指名だけになって、これは先ほど行政区によって2名、1名とあるんだけど、その2名、石岡2名は誰が選ぶのか議長が指名するんでしょう。各行政区も市長が指名するんでしょう。だからそういうふうに書いてあるんでしょう。それがなければ各行政区から2名、1名と書いたらいいでしょう。

こういうことでは議長の独断になる可能性が、全くないと思います。

それから秘密会に関して。これまで、私は委員会条例を全部読みました。全く秘密会なんてないです。秘密会というのは、誰がどういう内容、誰に秘密にするんですか。秘密会というのは驚きましたよ。これは、こういう時に秘密会が出てくる。特に、変えるのは広域の作るために、この新処理施設を作るために広域化を進めるために秘密会が必要なんでしょう。そういう理解できるんだけど、なぜ秘密会なんですか。全部にこれは正々堂々と明らかにするのが本当じゃないんですか。発起人についても討論もしないで委員会に諮ってるというのが内容自身が分かりませんので説明を求めます。

公聴会開催の手続きに関してですけど、公聴会という言葉も前委員会条例で新たな項目が改めてですね、この議案提案書がなぜ公聴会が必要だと思っているのですか。

公述人に関して、これまでの参考人とはどこが違うのか説明を求めます。

記録についてですけれども、この記録は会議録の概要と書いてありますよね、概要です。

概要というのは、誰が概要するんですか。誰かが概要を書くんでしょう。だから、生の言葉ではないんですよ。誰かが加工するんですよ。事務局の誰かが加工するんですよ。

そうじゃなくて、私たち一般議会がやっているように、議事録を作成するべきなんですよ。議事録を作成するべきなんだって。こういう会議の概要では駄目なんです。それについて教えてください。

以上です。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） お答えをいたします。まずひとつ目ですね。提案理由について、活発でというご指摘がございました。議会運営委員会の役割と責任でありますけれども、今回は議会運営委員会を設置しようとする目的として提案させていただいたということも提案理由でも述べさせていただきました。地方自治法第109条第3項で次のように議会運営委員会については規定

がされてございます。議会運営委員会は次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一つ、議会の運営に関する事項

二つ、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三つ、議長の諮問に関する事項

これらにつきまして、元全国都道府県議長会理事調査部長である野村実先生。この名前は議員の方々は皆さんご存知であると思えますけれども、この野村先生はこのように説明されてございます。

議会を円滑に運営するために協議、あるいは議長を支えている機関等の説明をされてございます。

さらに議会運営委員会の留意事項といたしまして、議会運営の手続きを協議する場であり、内容を問うものではない、と指摘されております。小松議員のご指摘の活発という意味は、議員の発言、調査活動、会議の回数を意味するところが大きいのではないかと思慮いたします。

活発では議会の内容を指すのではないのかと思います。この度の委員会条例は、議会運営委員会を設置するものであります。そして将来、特別委員会設置が必要となる場合にも対応出来るようにしたわけでありまして。活発な議会、開かれた議会、公平公正な議会、議会改革が進められるのか、議会の在り方、そして、議員の質についても問われる昨今であります。小松議員ご指摘の活発な議会のためにも議会運営委員会の役割は大きいと考えております。

二つ目、特別委員会の設置に関しまして、どのような時に特別委員会を設置するのかというご質問でございます。標準委員会を参考ににしていくと提案理由にも触れております。このひょうじん委員会条例にあたり、ありましたので引用したものでございます。一般的に説明されている特別委員会を説明させていただければ、特別委員会は必要に応じて特定の事件を審査するため、本会議の議決により臨時に設置される委員会でありますので、議員の方々が特別委員会の設置が必要であると思われ、議会が認めれば設置されるということになります。今回は特別委員会設置を目的として、提案しているものではございませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、17名定数の当議会では、特別委員会を設置しないであらゆる案件に全議員で対応した方が適切ではないかというご質問でございますが、提案させていただいた条例は、議会運営委員会を設置することを目的としており、今すぐに特別委員会を設置することを目的としているものではありません。ましてや、議会で常任委員会に関する条文は今回、除いております。現行の委員会条例を廃止し、提案する条例を新たに設ける都合上、今後、何らかの事案が発生し、特別委員会を組織し、する場合に、円滑した議会の運営を行なえるよう配慮したものでありますのでよろしくをお願いいたします。

3点目ですね。委員の選定に関しまして、議長の指名ではなく、立候補制により選挙で選ぶとした方が民主的だがどうであろうと、現行の委員会条例では第2条で、議長が会議に諮って指名するとあるが『議長の指名による』では議長の独断の可能性があり、適切ではないと思うがどうかというご質問でございます。提案理由で申し上げましたとおり、3市1町から委員を推薦していただくことを前提にております。推薦されました委員については、議長が本会議で名前を読み上げ、指名することで正式な委員を確立しようと条例に位置づけしているものでありまして、こうした議会ルールは3市1町の議会においても、それぞれの委員会条例で定められ、実際に議長の指名を受けていると思われまして。誰を委員として推薦するのか、推薦する委員をどのような方法で選ぶのかは、出身母体であるそれぞれの3市1町にしてローカルルールがあると思っておりますので、その3市1町それぞれの考え方、手法で適任者の推薦を行なっていただくことが霞台厚生施設組合議会全体としてみた場合、民主的だと思っております。

4点目、秘密会についてでございます。これまでの委員会条例になかった秘密会。なぜ設けるのか。発議については、討論を用いないで委員会に諮って決めるとはどういうことか、という質問がございました。これにつきましては、全国議会が議会運営を全国同じように行なえるように条例案や規則案として標準委員会を示し、地方自治法に規定されている条例を定めなければな

らない情報や地方議会として規定しておくべき内容を標準委員会条例としております。その標準条例と示してあります文言であるをご理解していただきたいと思ひます。

秘密会に關しましては、私のような者には本会議あるいは常任委員会で秘密会を開催したという記憶がございませぬし、安易に利用すべきものではないと思ひます。どのような事案で秘密会を行なうのか想像できませんが、真に必要となつたときの担保として標準委員会に示された内容をそのまま組み込んでいるのでございませぬ。

次については用いてのご質問ですが、念のため標準委員会をまとめた全国をしました。回答によれば、秘密会とする発言もとうろを用いた場合に案件の内容で秘密とすべき内容が分かつてしまうためという理由でございませぬ。

次に5点目、6点目、7点目についての質問ですが、こちら一括でお答えさせていただければと思ひております。

こちらにつきましては、標準委員会条例に含まれているということで、内容を申し上げておりますが、標準委員会条例は一つのパッケージだと考えていただければと思ひます。これらが3市1町の議会においても、同様の内容でそれぞれ条例化されていると思ひます。よつて、条文の意図するところ単語の意味については、すでに議員として活動している以上、当然、お分かつていることと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。以上です。

概要、概要。

これも同じです。委員会条例で慣用も定められているおりますので、当然我々議員はそれを知つた上で議員活動をしていると、行なつている前提でなければ、本来ないと私は思ひます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 今、説明があり、櫻井茂さんは。それでやっぱり、疑問なのは、そういうあえて、標準委員会をそういう標準があるかと思ひんですが、それ全部入れるつもりはないでしょう。櫻井さんも全く経験もないと、秘密会もおかしいでしょうね。標準委員会、それは全部当てはめるんですか。そんなこと必要ないんですよ。それは、ここの霞台の今の状況に応じてそつからやればいいわけだから。秘密会というのは、全く誰が誰を、何を秘密にするのか、そういうことを今から決めておけばそういうことがそこになる可能性があるっていうことを中に作つていくっていうことなんです。だからね、そういうことがあつちやいけないんです。ですからやっぱり、住民にも議会にも私が危惧するのは今回の新処理を作るに本当に何回聞いても答えがない、分からない、住民にしても分からない。

秘密会とか、それから当然に議会運営委員ですね、議会運営委員も指名するっていう、そうだったらそういう推薦で指名する、議長が指名するというふうになると。ですから、こういう点で霞台がおかれた状況に具体的に考えましても異常に不適ですね。非常にやっぱり、更に、今の益々、議員とか市民とかが様々なことを知つて、知る権利があつて、それで十分な意見が出されるということに、この案件は逆行すると、そういう私は賛成できません。以上です。

○議長（山本進君） 次の質疑者に移ります。12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 小松議員と質問が重なつておりますので、2点だけお伺ひします。

まず1点目、委員の選任についてなんですけれども、先ほどの櫻井議員の発言で初めて、石岡から2名等というのを知りました。この選ぶことについては各市町のルールに沿つてやるということで、これは今、この提案された代表を選ぶときにもそのようにやつたと思ひますね。そういうのであれば私も分かるんですけれども、そういうことがその3条には載つてなければ、やはりそういう点も含めて選ぶと、各市町のルールで選んだのを議長が指名するというふうにするのがいいのではないのかと思ひまして、その点はいかがでしょうか。

それから、秘密会については、この次も言ひましたけれども、櫻井議員もこういう経験はない

ということであれば、私自身は議会というのは、委員会全て原則公開すべきと考えておりますので、何か問題があった時はその時の話し合いをするということであえて秘密会というのは入れなくてもいいんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） 選任方法と秘密会についてご質問をいただきました。

選任方法につきましては、先ほども申し上げましたが、それぞれの議会の委員会条例の中で、議長が指名することは多分記されているはずで、議会条例をモデルにされている市議会も条例設定をしているはずですので、一言一句同じかと言われれば、若干言葉を替えて似たような内容で制定しているはずでございますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

選任につきましては、今回議会運営委員会につきましては、3市1町という4つの町が集まることでそれぞれ利害がございます。先ほど、川澄議員からもご質問があったように、「私は茨城町の代表であります。」といったように、それぞれの町から代表で出ているわけで、自分の町の利益というものを優先したいと議員として当然でございますので、ただ、自分の町の利益ばかり言っているだけでは議会が進みませんので、そういった点につきまして議会運営委員で調整できるものはやってみましょうと。その際に、偏った議員の選出の仕方になってしまうとしますと、例えば、茨城町さんは0、石岡市が4とか5とかになってしまうと、これは公平ではございませんので、そういった意味で誠に申し訳ありませんが、5名ということにさせていただきますのでございます。

実際に、どなたを選ぶかについてはそれぞれの町の方で、それぞれのやり方がありますでしょうから、ここまであえて踏み込んで、こちらで「こういうやり方で選んで下さい」ということを申し上げるつもりはございません。それと秘密会に関しましては、先ほど提案理由の中で、答弁の中で申し上げましたが、委員会条例そのものをパッケージだと考えていただいた方がいいと思うんですね。議会につきましては、色々なことが発言され、色々な事案が起こる。これに対してどう対応していくかというのを委員会条例であったり、会議規則の中で定めて事案に対して適切に公平に対応出来るようにということを決めているのがルールでありますので、決めておかない方がいいということで実際それが発生したときに、その権利が行使できないというのがおかしな話であります。

ひとつ例を挙げれば、秘密会について、だいぶ問題だとおっしゃっていますが、公聴会と参考人についても今回当然含めて入れてございます。これについても、じゃあ直ぐにやるのかというような質問

が入っていたわけですが、そういったそのような全くないんですけども、公聴会なり参考人を呼んで議会としてどのように対応していくかという意見を聞いていくのかという、委員をくみ上げていくという機能を、これはパッケージとして入っているわけですから、それは否定してございませんのでトータルとして見ていただきまして、秘密会をもし、提案された場合には当然、反対されればいいのではないかと思いますので、これは標準委員会条例を参考に提案させていただいているということをご理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議長（山本進君） 以上で質疑を終了いたします。

（討論）

○議長（山本進君） 次に討論を行ないます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番・日本共産党の小松豊正です。私は、提出議案第1号・霞台厚生施設組合議会委員会条例について、反対をいたします。

これはですね、やはり、広域事務組合の議会についてございまして、その状況に相応しく委員会条例を作るというのが本筋なわけで、標準委員会があるから標準委員会を作ると全くそ

うということはないです。ですから、例えば、石岡の議会にも秘密会というのはいないです。

「ありますよ。条例に入ってますよ。」

そういう点で、この中に私はですね、今の状況を考えてみた場合に、今、やっぱりやらなきゃならないのは、住民の意見がよく反映され、議会が活発な議論がされるとそういう方向にやはり、委員会条例をもし作るんであれば作るのであって、これにやっぱり、矛盾するようなそういうものはやっぱり、作らない方がいいと、そういうふうに思います。そういう一つのパッケージにはめて考える必要はないということで私はこの提案には賛成できない。益々、これに逆行するような枠組みとして作るそういう条例になる。ということで、こういう条例は作る必要がない。ただ、ただひとつ、なければと思うんですけど、その他のやつは賛成できません。ですから、全体としては反対であります。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 同じく、議員提出議案第1号・霞台厚生施設組合議会委員会条例の制定について反対します。私も議会運営委員会の設置は必要と考えます。しかし、委員の選任について先ほども色々お話がありましたけれども、もう少し明確な形での議長の指名だけではない、選任方法について決めるべきではないかと思えます。それから何よりも、秘密会については反対します。議会及び委員会は原則公開であると考えからです。議事録も概要でなく、全て公開して欲しい。この点について、意見を述べて反対します。

○議長（山本進君） 以上で、討論は終わりました。

（採決）

○議長（山本進君） これより、採決に入ります。

議員提出議案第1号・霞台厚生施設組合議会委員会条例の制定について採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（山本進君） 暫時休憩いたします。

～ 暫時休憩 ～

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（山本進君） これより、日程を追加して直ちに議会運営委員を選任いたします。委員は各市町ごとに推薦願います。暫時休憩いたします。

～ 暫時休憩 ～

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

可決いたしました議会委員会条例に基づき、議会運営委員の選任を行ないます。委員はどうか
例第3条の規定により、議長において指名いたします。

石岡市より、櫻井茂議員・大槻勝男議員。

小美玉市より、植木弘子議員。

かすみがうら市より、矢口龍人議員。

茨城町より、久保田良一議員。

以上、5名を選任いたします。

選任されました委員は、別室で委員会を開催願います。

暫時休憩いたします。

～ 暫時休憩 ～

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、議会運営委員会において、委員長に櫻井茂君。副委員長に植木弘子君が互選されまし
たので、ご報告いたします。

（閉 会）

○議長（山本進君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年度霞台厚生施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午後3時28分 閉 会

地方自治法第123条の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 川 村 成 二

署名議員 石 川 祐 一